

上告趣意補充書

平成 27 年 9 月 25 日

最高裁判所第二小法廷 御中

被告人 煙石 博

弁護人 久保 豊年 印

上記被告人に対する窃盗被告事件について、上告の趣意を以下のとおり補充する。

第 1 防犯カメラの映像上被告人が封筒に触れた映像が無いこと

1 防犯カメラの映像上、被告人が封筒に触れた映像が存在しないことについて、以下の通り補足する。

2 防犯カメラの映像において、記帳台の机上の用紙立てによって客観的な位置関係の比較ができ、これについて、被告人と、封筒を取り上げた警備員の動きを比較すると、被告人が手を置いた位置は用紙立てに隠れていないが、警備員が封筒を取り上げた位置は明らかに用紙立ての陰から取り上げている。

3 また、添付資料のとおり、同じ時点の二地点の防犯カメラの映像を対照し、その映像上の被告人と警備員の手先の位置関係を座標に落として分析すると、両者の手先の位置が全く重ならないことが明らかで

ある。

- 4 したがって、被告人が記帳台の上に手を置いた位置と、警備員が封筒を取り上げた位置（封筒のあった位置）は全く異なり、被告人が記帳台に封筒が置いたのではないことが明らかである。

上告趣意書（弁護士提出にかかる平成27年2月19日付書面の17頁等）においても、防犯カメラの映像上被告人が封筒に触れたという映像は存在しないことを指摘しているが、上記の点も踏まえるとこのことは一層明らかというべきである。

以 上

添付資料

- 1 防犯カメラ映像分析資料